

# 熊本県公報

第 1 0 8 4 4 号  
平成 14 年 6 月 5 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

告 示		
公有水面埋立て免許	.....	(漁 港 課) 1
指定居宅サービス事業所の指定	.....	(高 齢 保 健 福 祉 課) 2
結核予防法による医療機関の指定	.....	(健 康 増 進 課) 2
結核予防法による医療機関の辞退	.....	( " ) 2
道路の区域変更	.....	(道 路 維 持 課) 3
"	.....	( " ) 3
道路の供用開始	.....	( " ) 3
"	.....	( " ) 4
公 告		
熊本県卸売市場条例に基づく役員変更届	.....	(農 業 団 体 金 融 課) 4
大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見	.....	(商 工 政 策 課) 5
"	.....	( " ) 5
平成 14 年度骨材需給予測調査事業委託に係る一般競争入札の実施	.....	(工 業 振 興 課) 5
都市計画法に基づく工事の完了	.....	(建 築 課) 7
"	.....	( " ) 7
"	.....	( " ) 7
住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託落札者の決定	.....	(市 町 村 総 室) 7

## 告 示

熊本県告示第 463 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第 11 条の規定により次のとおり告示する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許年月日  
平成 14 年 5 月 24 日
- 2 免許を受けた者の住所及び氏名  
天草郡河浦町大字河浦 5225 番地 船津漁港管理者 河浦町
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
天草郡河浦町大字宮野河内字板ノ角 203 の 6 及び字元浦 261 の 7 地先公有水面
  - (2) 区域  
次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成 13 年春分の日満潮位(DL+3.39 メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
の地点 天草郡河浦町大字宮野河内地籍図根三角点 B2-5(北緯 32 度 18 分 13.5337 秒、東経 130 度 08 分 45.4662 秒)から 272 度 01 分 20 秒 487.17 メートルの地点  
の地点 の地点から 63 度 18 分 47 秒 29.85 メートルの地点  
の地点 の地点から 333 度 17 分 25 秒 17.54 メートルの地点  
の地点 の地点から 243 度 18 分 52 秒 11.48 メートルの地点  
の地点 の地点から 262 度 05 分 02 秒 27.75 メートルの地点  
の地点 の地点から 172 度 04 分 48 秒 3.20 メートルの地点
  - (3) 面積  
522.21 平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位置  
天草郡河浦町大字宮野河内字板ノ角 203 の 6 地内及び地先公有水面並びに字元浦 261 の 7 地先公有水面
  - (2) 区域  
次の イの地点から トの地点までを順次直線で結んだ線及び トの地点と イの地点を

直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点	天草郡河浦町大字宮野河内地籍図根三角点 B2-5(北緯 32 度 18 分 13.5337 秒、東経 130 度 08 分 45.4662 秒)から 271 度 53 分 09 秒		491.03	メートルの地点
ロの地点	イの地点から	19 度 36 分 37 秒	14.70	メートルの地点
ハの地点	ロの地点から	261 度 58 分 31 秒	28.78	メートルの地点
ニの地点	ハの地点から	351 度 58 分 31 秒	60.00	メートルの地点
ホの地点	ニの地点から	81 度 58 分 31 秒	75.74	メートルの地点
ヘの地点	ホの地点から	153 度 18 分 47 秒	52.81	メートルの地点
トの地点	ヘの地点から	243 度 18 分 47 秒	70.37	メートルの地点

( 3 ) 面積

5,229.10 平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

6 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに河浦町水産商工課

熊本県告示第 464 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポートキョーシン 熊本市龍田五丁目 12 番 1 号	有限会社 キョーシン福祉会	平成 14 年 5 月 23 日
けいあい(敬愛)訪問介護センター 人吉市中青井町 285 番地の 3 ダイヤモンドビル 2 F	人吉観光交通株式会社	平成 14 年 5 月 23 日

熊本県告示第 465 号

結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指令番号	所在地	名称	開設者		指定年月日
			住所	氏名	
17	山鹿市大字中字伏鍋 975-3	まえはら泌尿器科クリニック	熊本市梶尾町 1055-61	前原 昭仁	平成 14 年 5 月 24 日
18	水俣市天神町 1-3-2	日本調剤水俣薬局	東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号新八重洲口ビル 9 階	日本調剤株式会社	平成 14 年 5 月 24 日
19	水俣市桜井町 1 丁目 1-5	みなまた駅前薬局	熊本市古城町 2 番 16 号	株式会社ミユキメディカル	平成 14 年 5 月 24 日
20	下益城郡砥用町 1308-2	さくらざか薬局	熊本市九品寺 1-16-6・201	有限会社エフアンドビィメディカル	平成 14 年 5 月 24 日
21	八代市竹原町 1456-1	エピス薬局	八代市通町 11 番 14 号	有限会社コムス	平成 14 年 5 月 24 日

熊本県告示第 466 号

結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地	名称	開設者	
		住所	氏名
八代市通町 11-14	小嶋内科医院	八代市通町 11-14	小嶋 嘉郎
水俣市天神町 1 丁目 3 番 2 号	ニホンドウ薬局水俣店	東京都港区高輪 3 丁目 25 番 29 号	薬日本堂株式会社

熊本県告示第 467 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬甲字橋口 847番1地先から 同所 字岩戸 806番地先まで	前	7.2 ~ 9.4	325.0	迂回路 撤去
				7.5 ~ 15.0	335.0	
			後	7.2 ~ 9.4	325.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 6 月 5 日

熊本県告示第 468 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	河陰 阿蘇線	阿蘇郡阿蘇町大字内牧字上仲町 199番地先から 同所 字西前無田 1095番1地先まで	前 後	5.0 ~ 29.0	719.8	旧道移管
				0.0 ~ 0.0	0.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 6 月 5 日

熊本県告示第 469 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草郡苓北町大字年柄樋ノ口 71番1地先から 同所 同字 1番1地先まで	220.0	国道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 6 月 10 日

熊本県告示第 470 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 6 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草郡天草町大字大江字石橋 6312番2地先から 同所 字姥田 6571番 地先まで	480.0	国道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 6 月 10 日

公 告

熊本県公告第 455 号

熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）第 20 条第 1 項第 3 号の規定により次のとおり役員の変更の届出があったので、同条例第 37 条の規定により公告する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

法人名 株式会社ジェイエイ熊本山鹿青果

	役職名	氏名	住所
新	会長	右田久敏	鹿本郡植木町大字木留 1752 番地
	相談役	米ヶ田研男	鹿本郡植木町大字色出 9 番地 1
	取締役	長浦義孝	山鹿市大字坂田 1735 番地
	取締役	上嶋一伸	熊本市大鳥居町 608 番地
	取締役	古田均	鹿本郡植木町大字古閑 1171 番地
	取締役	泉勝蔵	山鹿市大字山鹿 1780 番地 10
	代表監査役	前田和之	鹿本郡植木町大字滴水 496 番地
旧	取締役会長	米ヶ田研男	鹿本郡植木町大字色出 9 番地 1
	代表取締役副社長	島田敏行	熊本市八景水谷 1 丁目 3 番 12 号
	取締役	中原定一	山鹿市熊入町 44 番地
	取締役	立山正鋭	山鹿市大字坂田 239 番地 1
	取締役	右田久敏	鹿本郡植木町大字木留 1752 番地

取 締 役	前 田 和 之	鹿本郡植木町大字滴水 496 番地
取 締 役	立 石 萬	鹿本郡植木町大字山本 620 番地
監 査 役	長 浦 義 孝	山鹿市大字坂田 1735 番地
監 査 役	松 村 鎮 雄	鹿本郡植木町大字 後古閑 6 番地
監 査 役	上 嶋 一 伸	熊本市大鳥居町 608 番地

## 熊本県公告第 456 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により松島町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂松島店  
熊本県天草郡松島町合津 7915-21
- 2 市町村意見の概要  
特になし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室  
平成 14 年 6 月 5 日から平成 14 年 7 月 4 日まで

## 熊本県公告第 457 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により三角町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂三角店  
熊本県宇土郡三角町三角浦 1159-127
- 2 市町村意見の概要  
周辺地域の生活環境に十分注意を払い、適切な配慮を行ってほしい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室  
平成 14 年 6 月 5 日から平成 14 年 7 月 4 日まで

## 熊本県公告第 458 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託名  
平成 14 年度骨材需給予測調査事業委託
  - (2) 委託内容  
仕様書による。
  - (3) 委託期間  
契約締結日から平成 15 年 3 月 31 日まで
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
  - (2) 過去に、国又は都道府県からの委託により、流通・物流等の実態や将来予測等について調査した実績がある者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期
  - (1) 申請の方法  
県が指定する一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を直接又は書留郵便により提出するものとする。  
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (2) 申請書類の入手及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県商工観光労働部工業振興課資源班  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 5169
  - (3) 申請書類の受付期間  
平成 14 年 6 月 5 日から同年 6 月 12 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の

- 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (4) 資格確認結果の通知  
資格確認結果通知書を郵便により送付する。
- 4 入札及び開札の場所並びに日時
- (1) 入札及び開札の場所  
熊本県庁北側会議棟 3 階 302 共用会議室
- (2) 入札及び開札の日時  
平成 14 年 6 月 19 日 午後 2 時
- 5 入札方法  
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札保証金に関する事項  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 入札保証金額以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出し、その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 7 入札の無効  
次の(1)から(12)のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提出しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は容易に消字ができる筆記具を用いてした入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合と認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) 2 以上の意思表示をした入札
- (10) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (11) 円未満の意思表示のある入札
- (12) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 契約保証金に関する事項  
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約締結時に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 契約保証金額以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 10 その他
- (1) 契約の締結期限  
落札者は、落札後 7 日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 最低制限価格  
設定しない。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- 11 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
熊本県商工観光労働部工業振興課資源班  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 5169

## 熊本県公告第 459 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
第 1 工区（水路改修・道路拡幅）  
八代市永碇町字塩屋割 1039 番の一部、同 1049 番の一部、同 1050 番の一部、同 1051 番の一部、同 1061 番の 1 の一部、同 1062 番 1 の一部、同 1062 番 2、同 1065 番の一部、同 1066 番の一部及び同 1069 番の一部  
1,014.69 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市水道町 4 番 11 号  
株式会社エヌ・エス・ディー  
八代市通町 6 番 53 号  
有限会社八代エンタープライズ

## 熊本県公告第 460 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡合志町大字幾久富字建山 1909 番 729、同 1909 番 730、同 1909 番 731 及び同 1909 番 1513  
1,408.54 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市大江四丁目 3 番 17 号  
合資会社島永商店

## 熊本県公告第 461 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡合志町大字栄字南沖 3792 番 11  
4,264.30 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市榎木二丁目 11 番 89 号  
クマタカホーム株式会社

## 熊本県公告第 462 号

特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部市町村総室行政班  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成 14 年 3 月 25 日
- 4 契約の相手方の氏名及び所在地  
財団法人地方自治情報センター  
東京都千代田区一番町 25
- 5 契約に係る契約金額  
115,346,105 円（うち消費税及び地方消費税の額 5,492,671 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1

号の規定による。